

事務連絡
令和3年2月5日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等を受けた対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長等を受けた対応については、2月3日付け事務連絡にて依頼させていただきましたが、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1、別添2及び別添3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴会におかれては、改めて、貴傘下会員に対し、

- ① 緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知
- ② 在宅勤務（テレワーク）等の推進への協力依頼
- ③ 催物の制限、施設の使用制限等に係る留意事項等の周知

を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について

（別添2）テレワーク等の徹底について

（別添3）緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

